

亀山市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第12号

亀山市税条例の一部を改正する条例

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="316 846 411 884">附 則</p> <p data-bbox="268 907 785 1064">（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p data-bbox="220 1093 785 2000">第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.</u></p>	<p data-bbox="914 846 1010 884">附 則</p> <p data-bbox="866 907 1383 1064">（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p data-bbox="818 1093 1383 2000">第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前</p>

5) を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

[2～5 略]

年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「宅地等調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

[2～5 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。